

議案第53号

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

次のとおり鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和5年2月13日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例（昭和39年鳥取県条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前

(経営の基本)

第2条 略

2 病院事業の用に供する施設（以下「病院」という。）は、次のと

おりとする。

名称	位置	診療科名	病床の種類及び 病床数
鳥取県 立厚生 病院	倉吉市	内科 呼吸器内科 消化 器内科 循環器内科 脳 神経内科 外科 消化器 外科 胸部外科 心臓血 管外科 脳神経外科 整 形外科 精神科 小児科 皮膚科 泌尿器科 産 婦人科 眼科 耳鼻いん こう科 リハビリテー ション科 放射線科 病 理診断科 麻酔科	一般病床 300床 感染症病床 4 床

(経営の基本)

第2条 略

2 病院事業の用に供する施設（以下「病院」という。）は、次のと

おりとする。

名称	位置	診療科名	病床の種類及び 病床数
鳥取県 立厚生 病院	倉吉市	内科 呼吸器内科 消化 器内科 循環器内科 脳 神経内科 外科 消化器 外科 心臓血管外科 脳 神経外科 整形外科 精 神科 小児科 皮膚科 泌尿器科 産婦人科 眼 科 耳鼻いんこう科 リ ハビリテーション科 放 射線科 病理診断科 麻 酔科	一般病床 300床 感染症病床 4 床

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。